

事業税

事業を行う場合には、道路などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、この税金は、その経費の一部を負担していただくもので、個人の事業税と法人の事業税に分かれます。

個人事業税(個人の事業税)

【納める人】

県内に事務所・事業所を設けて、次の事業を行っている個人

【納める額】

区 分	納める額	事業の種類			
第一種事業	課税所得金額の 5%(税率)	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保 険 業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉 庫 業	周 旋 業	不動産売買業
		物品貸付業	駐 車 場 業	代 理 業	広 告 業
		不動産貸付業	請 負 業	仲 立 業	興 信 所 業
		製 造 業	印 刷 業	問 屋 業	案 内 業
		電気供給業	出 版 業	両 替 業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写 真 業	公衆浴場業 (サウナ等)	
		電気通信事業	席 貸 業	演劇興行業	
		運 送 業	旅 館 業	遊 技 場 業	
第二種事業 (注)	課税所得金額の 4%(税率)	畜 産 業	水 産 業	薪炭製造業	
第三種事業	課税所得金額の 5%(税率)	医 業	公 証 人 業	設計監督者業	公衆浴場業 (銭 湯)
		歯 科 医 業	弁 理 士 業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬 剤 師 業	税 理 士 業	デザイン業	歯科技工士業
		獣 医 業	公認会計士業	諸芸師匠業	測 量 士 業
		弁 護 士 業	計 理 士 業	理 容 業	土地家屋調査士業
		司 法 書 士 業	社会保険労務士業	美 容 業	海事代理士業
	行 政 書 士 業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業	
	課税所得金額の 3%(税率)	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業			装 蹄 師 業

(注) 家族などの自家労力を主としている(家族や同居の親族の年間労働日数が全体の2分の1を超える場合)
第二種事業には、税金がかかりません。

【税額の計算】

$$\boxed{\text{前年の総事業収入}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{前年の事業所得金額}}$$

$$\boxed{(\text{前年の事業所得金額} - \text{各種控除額})} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

※所得税における青色申告特別控除は個人事業税には適用されません。

【各種控除額】

項目	控除額
事業専従者控除	事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専らその事業に従事する者がいる場合には、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。 (1) 青色申告者……青色事業専従者に支払われた適正な給与額 (2) 白色申告者……事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額 ①50万円(ただし、配偶者である事業専従者については86万円) ②事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数+1)
事業主控除	年290万円(事業を行った期間が1年未満の場合は月割額)
損失の繰越控除	青色申告者に限り、事業所得の損失は、その生じた年の翌年から3年間(特定非常災害により生じた損失に係る場合は5年間)にわたって控除できます。
被災事業用資産の損失の繰越控除	震災・風水害・火災等の災害により事業用資産に損害を受けた場合には、損失の生じた年の翌年から3年間(特定非常災害により生じた損失に係る場合は5年間)にわたって控除できます。
事業用資産の譲渡損失控除と譲渡損失の繰越控除	事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても、事業による所得の計算上控除することができます。 なお、青色申告者については、控除しきれなかった場合には、翌年以降3年間控除できます。

【申告と納税】

■申告

- ・ 申告期限は3月15日です。
- ・ 年の中途に事業をやめた方は、やめた日から1か月以内(死亡により事業をやめたときは4か月以内)に申告してください。
- ・ 所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

■納税

- ・ 県から送られる納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。(税額が1万円以下のものについては、8月のみとなります。)

法人事業税(法人の事業税)

【納める人】

県内に事務所・事業所を設けて、事業を行っている法人

※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされます。

【納める額】

(1) 収入割が課税されない法人(収入割が課税される法人につきましては、次ページをご覧ください。)

法人の種類	区 分		適用税率(%)				
			事業年度の開始日				
			平成27年 4月1日 以後(注1)	平成28年 4月1日 以後	令和元年 10月1日 以後	令和4年 4月1日 以後	
資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(注2) (外形標準課税対象法人)	所得割	軽減税率適用法人(注4)	年400万円以下の所得金額	1.6	0.3	0.4	1.0
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	2.3	0.5	0.7	
			年800万円を超える所得金額	3.1	0.7	1.0	
	付加価値割	付加価値額	3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得金額	3.1	0.7	1.0	
			0.7	1.2	1.2		
			0.3	0.5	0.5		
・資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下の普通法人 ・投資法人、特定目的会社、法人でない社団又は財団、公益法人等(注3)	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得金額	3.4		3.5	
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	5.1		5.3	
			年800万円を超える所得金額	6.7		7.0	
		軽減税率不適用法人	3以上の都道府県に事務所・事業所があり、資本金の額(又は出資金の額)が1千万円以上の法人の所得金額	6.7		7.0	
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得金額	3.4		3.5	
			年400万円を超える所得金額	4.6		4.9	
		軽減税率不適用法人	3以上の都道府県に事務所・事業所があり、資本金の額(又は出資金の額)が1千万円以上の法人の所得金額	4.6		4.9	

(注1) 平成27年3月31日以前に開始した事業年度に係る税率については、金沢県税事務所にお問い合わせください。

(注2) 普通法人とは、法人税法上の区分の一つで、株式会社、合同・合資・合名会社等の法人をいいます。(詳しくは法人税法第2条第1項第9号参照)

(注3) 公益法人等とは、公益社団法人や公益財団法人等の法人をいいます。(詳しくは法人税法第2条第1項第9号及び法人税法別表第2参照)

(注4) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、外形標準課税対象法人の所得割に軽減税率が適用されなくなりました。

※ 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は第17号の2に規定する額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)をいいます。なお、平成27年度税制改正により、『資本金等の額(無償増減資等を加減算した額)』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれか多い額が資本金等の額となりました(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。)

※ 上記の所得区分は事業年度が1年の場合であり、1年未満のものは月額計算します。

※ 平成20年10月1日以後に開始する事業年度分については、法人事業税と併せて地方法人特別税又は特別法人事業税を申告・納付する必要があります。(詳しくは27ページをご覧ください。)

(2) 収入割が課税される法人

業 種		区分及び課税標準		適用税率(%)		
				事業年度の開始日		
				令和元年 10月1日以後	令和2年 4月1日以後	令和4年 4月1日以後
① 電気供給業のうち、発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(投資法人、特定目的会社を除く)	収入割	収入金額	1.0	0.75	
		付加価値割	付加価値額	-	0.37	
		資本割	資本金等の額	-	0.15	
	上記以外の法人	収入割	収入金額	1.0	0.75	
所得割		所得金額	-	1.85		
② 電気供給業(①を除く)、保険業、貿易保険業、ガス供給業のうち導管ガス供給業		収入割	収入金額	1.0		
③ ガス供給業のうち特定ガス供給業		収入割	収入金額	1.0	0.48	
		付加価値割	付加価値額	-	0.77	
		資本割	資本金等の額	-	0.32	

- ※ 収入割が課税される事業と収入割が課税されない事業、または収入割が課税される事業のなかでも①～③の間で異なる事業を併せて行う場合は、それぞれの事業部門ごとに課税標準額及び税額を算出します。
- ※ 平成30年度税制改正により、20万kl以上のLNG基地を保有するガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(ガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高い供給区域等で経済産業大臣が指定する区域内の者に限る)以外の者がガス供給業(一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を除く)を行う場合は収入割の対象外となりました(平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。)
- ※ 令和4年度税制改正により、特定ガス供給業を除くガス製造小売事業については全て収入割の対象外となりました(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。)

【分割基準】

2以上の都道府県に事務所・事業所を設けている法人は、法人事業税の課税標準の総額を下記の分割基準に基づいて関係都道府県に分割したうえで税額を計算し、申告納付することとされています。

業 種		分割基準
非製造業	銀行、保険業、証券業、運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業等	課税標準額の2分の1 : 事業所等(事務所又は事業所)の数 課税標準額の2分の1 : 従業者数
製造業		従業者数 ※資本金の額(又は出資金の額)が1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍とする。
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業		事業所等の固定資産の価額
電気供給業(注)	小売電気事業	課税標準額の2分の1 : 事業所等の数 課税標準額の2分の1 : 従業者数
	一般送配電事業	課税標準額の4分の3 : 発電所の発電用電気工作物に接続する電線路の電力容量
	送電事業	課税標準額の4分の1 : 事業所等の固定資産の価額
	特定送配電事業 配電事業	※発電用電気工作物に接続する電線路がない場合は、事業所等の固定資産の価額で分割
	発電事業 特定卸供給事業	課税標準額の4分の3 : 事業所等の発電所用固定資産の価額 課税標準額の4分の1 : 事業所等の固定資産の価額 ※発電用の固定資産がない場合は、事業所等の固定資産の価額で分割

(注) 平成29年度税制改正により、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用されます。なお、平成29年3月31日より前に終了する事業年度の場合は、課税標準額の4分の3を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額、課税標準額の4分の1を事業所等の固定資産の価額で分割します。また令和3年度税制改正により、「配電事業」「特定卸供給事業」の区分が定められました(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。)

- ※ 電気供給業とその他の事業を併せて行う法人は、主たる事業の分割基準により、課税標準額を分割します。

【申告と納税】

すべて法人県民税と併せて行います。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告等 (事業年度が6か月を超える ・法人税の中間申告額が 10万円超の普通法人 ・外形標準課税対象法人 ・収入金額課税法人)	予定申告 仮決算に基づく中間申告 (予定申告の税額を超えない場合に限り選択可能)	前事業年度の税額 \div 前事業年度の月数 \times 6 仮決算の課税標準額 \times 税率	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 (注1)
	確定申告	課税標準額 \times 税率 $-$ 中間申告等により納付すべき額	事業年度終了の日から2か月以内 (注2)

(注1) 条例の定めるところにより、中間申告納付の期限が延長されたことで確定申告納付と同一の日となる場合は不要です。

(注2) 定款等の定め又は特別の事情により、期限内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる法人で確定申告の提出期限が延長されている法人は3か月以内。ただし、納付は2か月以内。また、会計監査人を置き、定款等の定めにより事業年度終了の日から3か月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる法人で確定申告の提出期限が延長されている法人は3か月を越え6か月を越えない範囲。

- ※ 「課税標準額」は、所得金額、付加価値額、資本金等の額、収入金額です。
- ※ 清算中の法人に対する課税については、金沢県税事務所にお問い合わせください。
- ※ 一定の大法人の場合、令和2年4月1日以後開始する事業年度に係る申告については、地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告で行うことが義務化されました。詳しくは51ページの「地方税ポータルシステム(eLTAX)」をご参照ください。
- ※ 電子申告と同時に、地方税共通納税システムによる電子納付をすることができます。詳しくは、地方税共同機構のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご参照ください。

【市町への交付】

県に納められた法人事業税のうち7.7%は、県内市町の従業者数に基づきあん分され、各市町に交付されます。

法人事業税の外形標準課税

【概要】

平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税に外形標準課税制度が適用されています。資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人が対象。(事業年度終了の日の現況で判定)対象法人は、所得割・収入割に加え、**付加価値割と資本割**を納付します。法人の種類や税率の区分は24～25ページの税率表をご覧ください。

【付加価値割について】

付加価値額を課税標準とします。

付加価値額 = ①報酬給与額 + ②純支払利子 + ③純支払賃借料 + ④単年度所得

付加価値額	収益配分額	①報酬給与額	役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当等の合計額
		②純支払利子	支払利子から受取利子を引いた額
	③純支払賃借料	土地、建物に係る支払賃借料から受取賃借料を引いた額	
	④単年度損益	繰越欠損金控除前の法人事業税の所得金額 (単年度損益が欠損の場合は収益配分額から控除)	

《雇用安定控除制度》

報酬給与額(①)が収益配分額(①+②+③)の70%相当額を超える場合には、付加価値額から一定額を控除します。

$$\text{『雇用安定控除額』} = \text{①報酬給与額} - (\text{収益配分額} \times 70\%)$$

《所得拡大促進税制等》

平成27年4月1日から開始する事業年度において、雇用者給与等支給率の増加率等について一定の要件を満たす場合には、経過措置による控除が設けられています。(要件は事業年度開始日より異なります)

【資本割について】

資本金等の額を課税標準とします。

資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。なお、平成27年度税制改正により、『資本金等の額(無償増減資等を加減算した額)』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれも多い額が資本金等の額となりました(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

《資本金等の額が1,000億円を超える法人に係る資本圧縮措置》

資本金等の額のうち1,000億円を超える部分については、次の表の割合を乗じて得た金額の合計額に圧縮します。なお、1兆円を超える部分は、課税標準に算入しません。

資本金等の額の区分	割合
1,000億円以下の部分	100 %
1,000億円を超え、5,000億円以下の部分	50 %
5,000億円を超え、1兆円以下の部分	25 %